



国立大学リスクマネジメント情報

2025(令和7年)12月号

<https://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

火災事故防止に向けた取り組み ～新規火災事故発生時における現地調査より～

(一社)国立大学協会(国大協)では、火災事故低減に向けた対策として、今年度から、高額な損害が見込まれる火災事故が発生した場合や、事故原因が他機関でも注意が必要と考えられる場合の事故調査を実施しております。

本号では、今年6月に実施した調査の報告書について取り上げます。

1. 新規火災事故発生時の事故調査

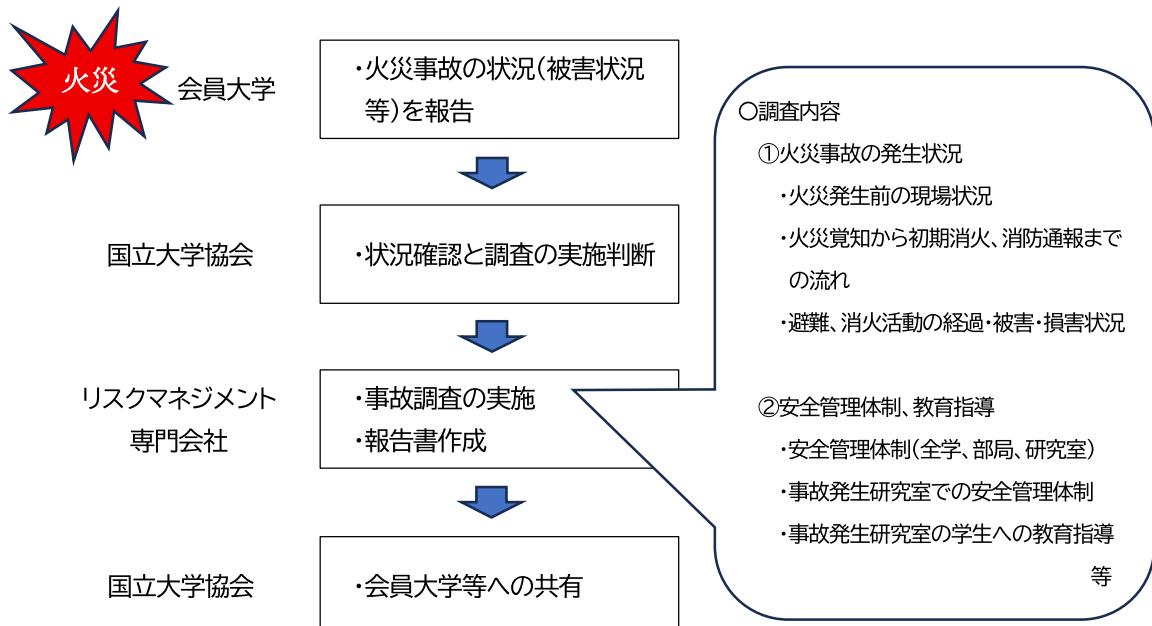
本情報誌でも繰り返し取り上げていますが、近年、国立大学では高額な火災事故が毎年のように発生し、国大協保険の損害率を悪化させています。こうした火災事故を減らすことは喫緊の課題となっています。

国大協は、これまで火災事故低減に向けリスクマネジメント専門会社に依頼し、各大学への現地調査やヒアリング等を行ってきました。その結果をもとに事故につながる危険因子や効果的な事例、参考となる規則・マニュアル等を共有し、国大協全体で取り組みを強化しています。

さらに、今年度からは新たな取り組みとして「新規火災事故発生時の事故調査」を始めました。これは、損害額が高額と見込まれる火災や、原因等が他の機関でも注意すべきと考えられる火災が起きた際に、事故の復旧を待たずに、専門会社が現場を調査するものです。

調査の結果は再発防止策をまとめた報告書として作成され、会員大学にも共有されます。これにより、各大学の防火・防災体制の一助となることを目指しています。

調査は主に、火元となった研究室の管理者や大学全体・部局の防火担当者へのヒアリング、火元現場の確認を中心に行われ、内容は火災の発生原因、防火体制の状況、被害が拡大した理由などに重点を置いています。



2025年4月以降、2大学を対象に実施しました。次頁より6月に実施した調査の報告書の内容をご紹介します。なお、一部弊社で編集していることをお断りします。



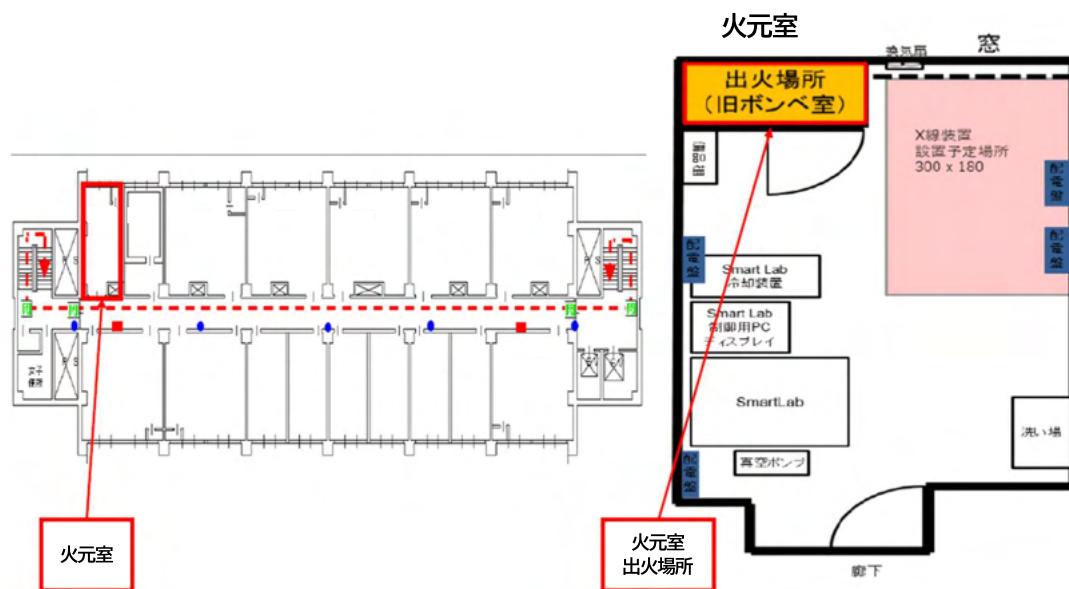
2. 火災事故の概要

(1)出火場所

大学内にある理系実験室(火元室)奥の金属製扉で区画された小部屋(旧ボンベ室)から出火し、煙が火元室に広がった。

(2)出火原因

全固体電池セルの実験で発生した活性物質やその付着物の失活処理が不十分なまま廃棄され、酸化・蓄熱反応により出火した可能性が高い。



鎮火直後の状況

(3)損害の概要

煙が火元室全体に充満し、内壁と火元室内に設置されていた測定機器等に煙損害が発生(X線装置は全損)。消火活動に伴い旧ボンベ室と火元室との隔壁が破損。旧ボンベ室内が全体的に焼損。



(4)火災の経緯

日時	内容
17:00~17:10頃	<ul style="list-style-type: none">火元室の自動火災報知設備が発報。別棟の設備センターでも自火報受信版により火災発生覚知。常駐者1名を残し事実確認と火元特定のため、火元建物へ駆け付け。火元建物の大学技術職員(第一発見者)が鳴動に気づき、火元室から煙が廊下へ漏れ出ているのを覚知。奥の旧ボンベ室が発煙元であると確認し別の教職員に報告。報告を受けた教職員が、公設消防および守衛所へ通報。消火器で初期消火を試みるも、旧ボンベ室の金属製扉が熱膨張のため変形しており開閉できないため、初期消火を断念。他に消火器を携えて火元室へ集まっていた複数の教職員らと建物外へ避難を開始。階下にいた別の教職員は1階に移動し、防災センターへ入室。火災発生場所が当該階の西側エリアであることを特定し、同様に公設消防および守衛所へ通報。
17:15~18:30頃	<ul style="list-style-type: none">公設消防が到着。火元周辺研究室の禁水性物質の情報や、鎮火に必要な放水量、火元建物平面図等を消防へ連携。公設消防による建物外部からの放水作業開始(17:50頃終了)設備センターでは、監視盤の表示から火元建物の防火戸・防火ダンパーの作動を確認。18時頃から火元階下への漏水防止の養生や火元部屋の電源供給を落とした後、建物内部での放水作業実施。
18:56頃	火災の鎮火(鎮火宣言)を確認。

3. 調査の所見

(1)火災覚知の状況

- ① 旧ボンベ室内には自動火災感知器、火元室手前の測定機器の配置エリア天井には熱感知器が設置され、同建物内の無人の防災センターと別棟にある設備センター(常駐者あり)で信号を受信。
- ② 火災発見者や受信盤監視者の火災覚知はほぼ同時刻とされ、監視体制に特段問題はなかった。
- ③ 火災発生が夕刻で多くの在館者がいたため、早期に火元の特定と通報が実施できた。
→設備センターの火災受信盤では建物単位しか火元が特定できないため、夜間等で在館者がいない場合は火災覚知・消防通報が遅れることが考えられる。

(2)消火対応状況

① 損害低減要因

火元周辺の危険物保管状況や平面図等の情報を把握する教職員がいたため、公設消防来援に情報を連携でき速やかに放水活動を開始できた。
建物内部への放水開始に先立ち、公設消防が火元階下への漏水防止の養生化や火元部屋の電源供給を落としたことで、放水活動に伴う階下設備の水濡れ被害を低減できた。

② 損害拡大要因

火元室は無人室であったため、火災を覚知し駆け付けた際には旧ボンベ室の金属製扉が熱変形で開けられず、初期消火を実施できなかった可能性が考えられる。



(3) 損害状況の検証

① 損害低減要因

旧ボンベ室内は全体的に焼損したものの、火元室とは金属製の扉と隔壁で区画されていたため、同室外への火炎の拡大がなかったと考えられる。

→火災覚知が遅れ、金属扉が開けられない状況になっていたことも、結果的に奏功。

② 損害拡大要因

煙が旧ボンベ室内から火元室全体に充満しており、同室内に設置されていた各種測定機器等が煙損害を受けた。

→内部を陽圧維持する等により、煙損害を低減できた可能性。

実験後の廃棄物が建物から離れた屋外不燃性の保管庫等で保管されていなかつたため、建物内で焼損や煙損が発生。

→屋外の不燃性保管庫等で保管した場合は、建物や各種機器等への延焼や煙損を防げた可能性。

(4) 防火管理体制

今回の火災において自衛防災隊(地区隊)の招集はなかった。

火災発見者らが各々に周囲の消火器を持ち寄り、初期消火を試みる行動ができた。また、出火元が不明な場合にも防災センターに駆け付け、火元階層やエリアを特定。

→平時の定期訓練による成果。

4. 再発防止対策の提案

(1) 実験廃棄物の保管場所の見直し

状況	建物内の各研究室で出た廃棄ゴミが、一時的に旧ボンベ室へ集約し一時保管される運営となっていました。
問題点	当該室から出火したことで、周囲の各測定機器等にも煙損が発生しています。
対策	廃棄ゴミは建物内には保管せず、建物からは隔離した独立の廃棄場所(不燃性の保管庫等)へ集約することを徹底ください。なお、廃棄ゴミの管理については敷地や建物使用場所等の都合により部局単位だけでは解決できない問題も多いため、火災防止の観点から全学横断的な見直しを行うことをお勧めします。



(2) 実験時のリスクアセスメント強化(失活手順の強化)

状況	実験時(本件では全固体電池セルの作成・解体)の失活処理に関して、失活完了の状態確認が目視で行われていたと伺いました。なお、調査時では失活手順の改定等の再発防止対策を進めています。
問題点	失活方法や危険性は理解していても、実験実施者の目視(主観)のみでは確実な失活完了が見落とされ、失活不十分なままで廃棄されてしまうおそれがあります。
対策	反応性の高い各物質に対して、失活時間の規定化等の細部も入念に検討し、失活手順の徹底強化をお勧めします。

(3) 重要・高額な機器設備への防煙対策の実施

状況	火災発生後には旧ボンベ室から火元室内へ煙が充満しており、同室内に設置されていた各種測定機器等が煙損害を被りました。
問題点	重要・高額な測定機器等への防炎対策がされていません。なお、測定機器を再調達する間は測定が行えないため、(民間企業との共同)研究開発も遅延するおそれがあります。
対策	事前にメーカーとも協議のうえ、重要・高額な機器設備は内部を陽圧維持する等、減災のための防火・防煙対策の標準仕様化を申し入れることをお勧めします。

(4) 煙感知器の設置検討

状況	火元室を含め、多くの居室には差動式熱感知器のみが設置されていると伺いました。	 火元室に設置の熱感知器
問題点	特に無人状態の居室では、火災発生初期の段階でいかに早く火災発生を感知できるかが重要です。煙感知器と比較すると、熱感知器では火災の覚知が遅れるおそれがあります。	
対策	煙感知器への変更、または増設の検討をお勧めします。	



(5)自動消火設備の設置検討

状況	今回火災時において、廃棄物が保管されていた室内には、自動消火設備の設置はありませんでした。消火器による初期消火も断念せざるを得ない状況となり、公設消防による放水活動開始まで消火活動ができませんでした。
問題点	建物室内で危険物(引火性液体等を含む)を保管する必要がある場合、それから万一出火した際に無人であれば、初期消火が間に合わず、その間に火災が拡大するおそれがあります。
対策	無人状態が想定されている建物室内等、特に火災リスクの高い箇所に対しては、煙感知器と連動して起動する固定式ガス消火設備等の自動消火設備の設置検討をお勧めします。

(6)夜間火災発生時の初動体制の拡充

状況	大学職員や教職員らの勤務時間外である夜間等では、自衛消防組織(自衛防災隊)による消火活動が困難となります。この場合、火災覚知後に設備センターや守衛所から警備員が一度現地へ駆付け、火元の特定や公設消防への通報等が行われると伺いました。
問題点	建物の部屋単位での火災発生場所の特定までに時間がかかることで、公設消防への通報が遅延し、その間にも火災が拡大するおそれがあります。
対策	各建物防災センターの自動火災報知受信盤の前に、ネットワークカメラを設置して各受信盤情報を設備センターや守衛室で一元監視できるようにする等、公設消防への通報までの時間短縮化、初動体制強化をお勧めします。

(7)公設消防来援時の連携体制の強化

状況	公設消防の来援時にはその都度、現場で必要な危険物保管状況や図面等の情報を連携することとなっていますが、夜間や休日などに火災が発生した場合には、火災現場の状況を把握した人が対応できる可能性は低いと考えられます。
問題点	公設消防に対して、スムーズに危険物や現場状況の説明ができる人物がいないと、公設消防による放水開始が遅延し、その間にも火災が拡大するおそれがあります。
対策	公設消防と危険物や特殊な消火方法が必要な物質を事前協議・共有化し、これらの情報を落とし込んだ建物図面等を、常駐者がいる守衛所等で一元管理することをお勧めします。



(8)緊急放送文例の掲示化

状況	常駐者がいる設備センターまたは守衛所には放送設備がなく、無人の各建物の防災センター内に業務用放送設備が設置されています。ただし、火災発生等を想定した緊急放送の文例は掲示されていませんでした。	
問題点	緊急時には動転し、的確なアナウンスが実施できないおそれがあります。	
対策	緊急放送文例を放送設備の近傍に掲示することをお勧めします。	

5. 他大学への注意喚起

調査報告書では、以下の内容が他大学への注意喚起として記載されています。

今回の火災は、実験後廃棄物の処理方法が不十分であったため、出火した可能性が高いと考えられるものです。各大学・機構においては日常的に様々な実験・研究を行い、消防法令上の危険物等を数多く取り扱っています。いま一度これらの管理・取扱い方法について、配布済みの「火災防止チェックリスト」の活用と併せて、再確認と点検を実施してください。

【注意点】

- 建物内には危険物や可燃物を集積して保管しない。
- 建物内にやむを得ず危険物や可燃物を保管する場合には、出火リスクのある廃棄物は必ず蓋付きの不燃性容器に最小限の量のみ保管することとし、付近には消火設備を配備する。
- 一定量以上に廃棄物が溜まらないよう、定期的に回収業者を手配する。
☞ 参照:「火災防止チェックリスト」危険物管理 危険物 3.危険物の保管方法
- 実験後廃棄物は、廃棄前に必要以上に失活し(不活性化・無菌化等)、火災・流出リスクを抑える。
- 5M+1E(Man=人/Machine=機械/Material=材料/Method=方法/Measurement=測定/Environment=環境)の変更点が発生する場合、その都度リスクアセスメントを確実に実施する。
☞ 参照:「火災防止チェックリスト」危険物管理 危険物 5.危険物(毒劇物含む)の取扱手順
☞ 参照:「火災防止チェックリスト」管理事項安全 1.防火に関する安全教育の実施
- 共同開発研究等の場合では、提携先企業にもリスクアセスメントの方法を指導依頼する(学生にとっても将来の就職前の良い教育機会となることも期待できる)。
- 高額な測定機器や重要な設備等を導入する際に、国立大学共通の納入仕様として、メーカー側にも煙損害の防止策等を要求する。



- 最寄りの公設消防と初期消火活動に必要な情報について、平時より相談し共有しておく。
- 初期消火訓練では身近な消火器を持ち寄る訓練等を実施し、消火器の種類や場所、操作方法を把握しておく。併せて避けるべき消火方法がある物質や機器設備等の所在も把握しておく。
☞「火災防止チェックリスト」管理事項消火設備 2.消火器の標識、保管箱/ 3.消火設備へのアクセス
☞「火災防止チェックリスト」管理事項安全 2.火災訓練の実施
- 公設消防への通報漏れ防止のため、重複通報を許容する(公設消防との事前調整は必要)。
- 無人時間帯の火災も想定し、初期消火や消防通報・連携に必要な体制構築と訓練を実施する。
- 無人の居室等からの出火時でも初期段階で覚知できるよう、煙感知器の設置(増設)を検討する。
- 出火リスクが高い室内には、自動消火設備(例:固定式ガス消火設備)の設置を検討する。

【参考にすべき点】

- 出火場所(旧ボンベ室)と火元室全体とが金属製扉で区画されていたため、室内全体や建物全体への火災の拡大、延焼を防ぐことができた。
- 火災発見者および自火報受信盤確認による公設消防への通報が迅速であったこと、公設消防の駆付け時に火元周辺の危険物保管状況や平面図等の情報を共有する等、円滑な連携を実施できた。
- 公設消防の建物内部への放水開始に先立ち、火元階下への漏水防止の養生や火元部屋の電源供給を落とせたことで、放水活動に伴う階下設備の水濡れ損害を低減できた。

火災防止チェックリストを使ってください！！>

研究室、事務室における火災防止のための基本的な項目をエクセルのチェックリストにしました。

添付の解説書を読むことでなぜチェックが必要か理解できます。

大学の火災事故が増えています！！点検を行ってください！！

入手はこちら ⇒ <https://www.janu-s.co.jp/fire accident.html>



< 冬の火災にご用心 >

例年、冬になると卒論・修論のための実験が終盤を迎える、深夜、早朝、年末年始休暇で教職員がいない時に実験を行うこともあると思います。

そのような中で、火災が発生すると、火災の発見から通報、消火までの時間がかかり、損害が拡大する可能性があります。

実験による火災だけでなく、最近ではコンセントの老朽化やバッテリーの充電等が原因で無人時に出火し被害が大きくなつた火災が発生しています。

人がいない時間帯に火災が発生しないよう万全の対策を施してください！！

- 極力、深夜・早朝に係るような実験は行わない。やむを得ず行う場合は、事前に実験計画をよく確認し、研究室が無人状態にならないようにする。
- 無人状態でのバッテリー等の充電は行わない。
- 年末年始休暇の前には電気機器、実験機器の周囲を清掃する。不要な電源は切っておく。

<最近の火災事例>

事故概要	保険金支払額
実験研究棟で火災。およそ 40 平方メートルの実験室が全焼。午前 2 時過ぎに学生が通報して発覚。前日の午後 3 時半頃まで学生が実験を行っていた。	約 1,900 万円
大型解析装置を置いてある部屋の 1 角に実験廃棄物を一時保管していたところ、出火。煙損により大型解析装置に被害。	約 9 千万円
深夜に研究室のコンセントから出火し、研究室を焼損。同じフロアに煙が広がり広範囲に煙損。	約 1 億 8 千万円
携帯用掃除機のリチウムイオンバッテリー充電中に何らかの不具合でバッテリーまたは充電器から出火。煙・煤損等により被害拡大。	約 1 億 9 千万円
休暇中にコンセントから出火し、近くの段ボール等に引火し被害拡大。休暇中で火災の発見から通報、消火対応が遅れ、出火元の研究室がある研究棟全体に被害が拡大。	約 10 億円

※過去の NEWS PICKUP や国大協保険金支払事例より作成

2025. 11 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web から大学（国立以外含む）関連ニュースを検索>

<大学の管理・経営>

11. 27 ○大学を運営する学校法人の新大学院設置構想のため、職を辞すなどして集まった研究者6人が、突然の計画中止で雇用打ち切りを通告されたのは違法として教授や講師としての地位確認などを求めた訴訟は、高裁で和解が成立。学校法人は21年3月、文科省に設置認可を申請。5月、文科省から「警告」付きの審査結果が示された直後に認可申請を取り下げ、プロジェクトを終了させた。1審では、短期間の労働契約の成立や、学校法人側にプロジェクトを打ち切る裁量があることを認め、原告の請求を棄却。原告側は控訴していた。和解では学校法人側の研究者に対する説明が「必ずしも十分ではなかった」と指摘し、雇用打ち切りは撤回されなかったが、学校法人側から研究者らに対し、構想実現に向けた尽力に謝意を示し、計画中止の説明が不十分だったとして遺憾の意を表明する内容。

<事件・事故>

11. 4 ○大学キャンパスの本部棟付近で、クマ1頭が歩いているのを大学関係者が目撃した。大学は、学生に対して安全が確保されるまで建物から出ないよう注意を呼びかけ、警察が対応に当たっている。
11. 7 ○大学付属病院で「2階の冷蔵庫のコンセントから白煙が出ていた」と119番があつた。外来棟検査部の冷蔵庫内の収容物や床の一部などを焼き、約40分後に鎮火した。ケガ人はいなかった。消防局などが詳しい状況を調べている。
11. 26 ○大学の工学系棟の建物内で砲弾らしき不審物が見つかったため、警察に直ちに通報し、警察が学外に搬出した。不審物が見つかった部屋は、すでに退職した教員（故人）が研究室として使っていたもので、現在は倉庫として使われていた。部屋を整理していた職員が不審な物を見つけ、警察に通報した。





＜入試等関連＞

11. 17 ○大学が2025年度の留学生入学試験で、仲介会社から紹介された受験生を優遇して合格させていたことが、大学の第三者委員会の調査でわかった。第三者委員会は「差別的な取り扱いで、公正とは認められない」とし、この影響で不合格となった2人について「遡って合格を検討すべきだ」と指摘している。大学を運営する学校法人は、仲介会社と入学希望者の紹介に関するコンサルティング契約を締結。学科長が会社紹介の外国人と、募集要項に記載がない入試前の面談を行い、学費の支払い能力などを確認していた。入試は昨年10月～今年3月に計6回行われ、1月の試験では39人が出願。大学は100点満点中60点以上の27人を合格とした一方、50点以上60点未満の8人については、会社紹介の6人を優先して合格、残る2人を不合格とした。

＜情報セキュリティ＞

11. 18 ○大学は、ネットワークシステムの保守・管理などを委託する株式会社が管理・運営するサーバーが外部からの不正アクセスを受け、ランサムウェアによる被害を受けたことを発表。リモートメンテナンス用の入り口から、何らかの方法で窃取した管理者アカウントを用いて侵入された可能性があることが判明している。不正アクセスを受けたサーバーには、教職員・学生・保護者のユーザーIDやパスワードを含む個人情報ファイルが保存されていた。また、サーバーにあったファイルの一部が暗号化され、ランサムウェアグループによる脅迫文がサーバーに保存されていることを確認している。被害状況の全容については調査中であるが、学内ネットワークへの直接的な侵入の形跡は確認されていない。
11. 18 ○大学は、大学のネットワークシステムがサイバー攻撃を受け、大学関係者の個人情報が外部に漏えいした可能性が判明したと公表。警察や関係機関と連携して実施した調査の結果、個人情報を含むデータの外部への持ち出しは確認されていない。また、ランサムウェア被害も確認されていない。現時点では、個人情報の漏えいの事実や悪用による被害(二次被害を含む)は確認されていない。
11. 21 ○大学は、大学のウェブサイトの一部が改ざんされ、オンラインカジノとみられるサイトへ誘導される不適切なページが表示されていた事実について公表。対象は、大学公式サイト内「大学案内」配下の「寄附のお願い」ページのリンク先で、外部業者が管理するサーバー上の当該ページが改ざんされていた。当該ページは寄附手続きサイトへのリンクのみを掲載しており、サーバー内に個人情報は保存されていないため、個人情報の漏えいは確認されていない。
11. 21 ○大学は、総合型選抜合格者に対し入学手続きに関する案内をメールで送信する際、送信対象者のメールアドレスを表示しない「Bcc」に設定すべきところ、メールアドレスが表示される「To」に設定していたため、送信対象者全員のメールアドレス115件を受信者が見ることができる事案が発生したと発表。
11. 28 ○大学は、大学院研究科の図書館サイトへ第三者により脆弱性を突く不正アクセスが行われ、ウェブサイトが改ざんされ、約100件の記事に対して不正なスクリプトが埋め込まれていたことを明らかにした。2025年2月6日から11月13日まで改ざんされた状態になっており、当該ページへアクセスすると、意図しない広告のような表示や、リダイレクトによる外部サイトへの誘導が行われたおそれがある。図書館サイトには公開情報以外は保存されておらず、個人情報の流出については否定している。大学では11月26日に図書館サイトを閉鎖。改ざん期間中に図書館サイトを訪問するなど心当たりがある場合は、マルウェアなどへ感染していないかチェックを実施するよう求めている。

＜学生・教職員の不祥事＞

11. 4 ○大学の事務職員が飲酒を伴う会食の後、自転車を運転し、警察に酒気帯び運転により検挙され、その後、簡易裁判所から罰金10万円の略式命令を受けたとして停職14日の懲戒処分。
11. 5 ○大学の教授が市内の道路で酒気帯びの状態で車を運転したとして検挙され、簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けたとして出勤停止1ヶ月の懲戒処分。
11. 6 ○大学の学生が路上で帰宅途中だった10代後半の女性に後から抱きついて体を触るなどのわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで逮捕。
11. 7 大学生2人がSNS(交流サイト)で知り合った女子高校生が18歳に満たない青少年であることを知りながら、ホテルでわいせつな行為をしたとして県青少年保護育成条例違反の疑いで逮捕。
11. 7 ○大学の講師がマンション2階のベランダに侵入したとして住居侵入の疑いで逮捕。侵入したマンションで暮らす家族との間に関係はなく、ベランダには洗濯物などが干してあった。
11. 11 ○大学附属小学校の教諭が飲食店で友人と飲酒し、帰宅するため自家用車を運転した事実があったことを警察の捜査を待たずに認定し、辞職願の提出を勧告する諭旨解雇処分。
11. 14 ○大学の学生が今年8月、市内の宿泊施設で知り合った少女が16歳未満であることを知りながら、みだらな行為をしたとして不同意性交等の疑いで逮捕。学生は容疑を認めている。
11. 14 ○大学の病院の医師が市内の道路で酒気を帯びた状態で普通乗用車を運転し、車線をはみ出して対向車と正面衝突事故を起こし、相手方の運転手に2週間の治療を要するけをさせ、簡易裁判所から罰金80万円の略式命令を受けていたとして停職6ヶ月の懲戒処分。
11. 14 ○大学の大学院生が知人の女子大学生の自宅に何らかの方法で侵入し、脱衣所に小型カメラを設置して、学生の胸などを撮影したとして住居侵入と性的姿勢等撮影の疑いで逮捕。
11. 17 ○大学の准教授が実家で母親の背中を刃物で複数回刺し、殺害しようとしたとして殺人未遂の疑いで現行犯逮捕。母親は軽傷で命に別状はない。
11. 19 ○大学の学生がフィットネスジムで、部屋にあった鍵のかからない収納庫から現金3000円などが入った財布1個(時価約4000円相当)を盗んだとして窃盗の疑いで逮捕。警察が学生の自宅を調べたところ、盗んだとみられる財布などがほかにも複数見つかったため、これらを押収して学生の余罪を追及する方針。
11. 20 ○大学付属病院の医師が2021年9月と23年1月、医療機器メーカーが扱う大腿骨のインプラントの使用について便宜を図る趣旨で、会社側に現金80万円を寄付させ、うち計70万円相当の賄賂を受け取っていたとして収賄容疑で逮捕。医師側には、逮捕容疑を含めて5社から16年12月～23年1月、寄付金約300万円が送金されていて、この一部は親族へのプレゼントとして、タブレットやパソコンを学内生協で買う費用に充てられていた。研究の名目が「天ぷら(架空)」で「研究費と関係のない物品を購入し費消した」点が賄賂にあたると警察は考えている。
11. 25 ○大学の職員が8月1日から4日ごろにかけて、大学内で面識のある女性の靴に体液をかけたとして器物損壊の疑いで逮捕。職員は容疑を認めている。



11. 28 ○大学附属病院の医師が酒気を帯びた状態で乗用車を運転し、車線をはみ出し、対向車と衝突したとして道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕。

〈不正行為〉

11. 10 ○大学の非常勤職員が2014年度から2023年度までの10年間にわたって、学部の後援会の会計などを1人で担当し、課外活動の書類などを偽造して不正な会計処理を続け、後援会費を横領していたなどとして懲戒解雇。大学は警察に刑事告発している。

11. 18 ○大学の医療技術職員が2019年から2023年にかけて、自らが所属していたセンターの複数の職員に対し、大学から支給された旅費、学会参加費、講習料などの返金を求め、返金された現金を管理し、自費で参加した研修などの補填のためとして、センターに所属する職員に対して現金を再配分したほか、慶弔代やコーヒー代などの雑費に充当するなど、公的研究費等の不正利用(目的外使用)及び不適切行為(還流行行為)を行い、職員就業規則に違反したとして停職3日の懲戒処分。

11. 28 ○大学の准教授が雇っていたアルバイトの勤務実績を水増して、不正に得た4万9000円全額を大学と雇用契約を結んでいない研究補助などの業務を行っていた人に賞金として渡していたとして減給の懲戒処分。不正に得た金額は、民間企業からの資金である共同研究費から出されていた。大学の調べに対し、准教授は「契約を失念していた」などと説明している。

＜大学マネジメントに役に立つ！＞

情報誌合冊版 国立大学リスクマネジメント情報 2014.12-2021.12



〈目次〉

- I. ニュースから見た大学のリスク
 - II. 国立大学と損害保険
 - III. 国立大学リスクマネジメント情報
— 2,000円(消費税込) 送料別

弊社 HP からお求めください。<https://www.janu-s.co.jp/books.html>

海外三二情報

※ WEB 上の海外ニュースから海外の大学の動向をピックアップ

〈英: 留学生収入への課金と国内学生への経済支援〉

イギリスでは大学の留学生からの収入に課金するとの政府提案が今春から議論されてきましたが(7月号参照)、財務省は11/26に毎年留学生1人当たり925ポンドの課金を2028年から導入すると発表しました。当初課金額を留学生からの収入の6%とする案がありましたら、留学生の多い有力大学を中心に強い反対があり、留学生1人当たりの定額制とするとともに、小規模の大学に配慮して留学生数220人までは課金しないこととされました。これにより全大学合計で3億3千万ポンドの収入減になると推計されています。大学関係者にはなお懸念や反発もありますが、英国大学協会UUKの会長は、議論が激化することは留学先としてのイギリスの魅力に影響する恐れがあるとして冷静な対応を呼び掛けています。

政府は課金収入をすべて高等教育予算に充て、その中で2016年に保守党政権により廃止された経済的に困難な国内学生への生計費給付金制度を復活することとしています。年間所得2万5千ポンド以下の家計の学生で政府の産業政策に適合する科目を受講する者に対し年1000ポンドを支給するなどの支援を行うというものです。対象は全学生の10%程度と見込まれ、かつての制度では対象が5割を超えていたのと比較すると小規模となっています。これに対しては、生計費給付金制度の復活を歓迎する声がある一方、規模が小さすぎる、学生の興味に応じた選択を阻害するなどの批判があります。

なお、課金制度はイングランドのみに適用され、その他の地域はそれぞれの判断に委ねられていますが、ウェールズの高等教育部は課金を行わないと明言しています。

<https://www.timeshighereducation.com/news/international-student-levy-set-ps925-student-2028>

<https://www.timeshighereducation.com/news/new-grants-worth-ps1000-fees-set-pass-ps10k-two-years>

<https://thepienews.com/englands-universities-face-330m-loss-under-new-925-per-international-student-levy/>

<https://www.timeshighereducation.com/news/stop-fee-levy-hostility-despite-ns300-million-hit-v-cs-told>

<https://thepienews.com/englands-international-fee-levy-under-fire-after-details-revealed/>

<https://www.timeshighereducation.com/news/grants-should-be-part-wider-new-deal-low-income-students>

<https://thenienews.com/wales-stands-firm-against-international-fee-levy-minister-says/>

<https://thepienews.com/wales-stands-firm-against-international-fee-levy-minister-says/>



＜豪：留学生受入れの integrity(健全性)確保のための法律が成立＞

オーストラリアでは、留学生ビザの悪用や教育エージェントによる犯罪的行為が広く存在するとの政府報告書が2023年に公表され、対応が課題となっていました。しかし、政府が昨年提出した法律案は特に留学生数の上限設定への反発から成立せず、今年10月に提出された法律案も教育大臣の権限が強過ぎるなどと批判され審議は難航していましたが、会期末近くになって修正が合意され、11/27に上院を通過して成立することとなりました。

今回の法律は、教育エージェントの透明性確保や監督強化を図ること、私立のVET(職業教育・訓練校)は2年間の実績を経るまでは留学生を受け入れることができないこと、教育の質に問題があるコースについては教育大臣に停止又は取消の権限を与えること、教育機関はオーストラリアの学位を海外で授与するためにはTEQSA(資格認定機関)の認可を受ける必要があることなどを規定しています。

政府はこの法律により、オーストラリアの高等教育の質、健全性、透明性、評判を高めることができるとしています。また、留学生数の規制については法律ではなく行政措置とビザ制度によって実質的に行われており、2026年の上限総数は29万5千人で、今年より2万5千人増ですが、パンデミック前との比較では8%減としています。この上限は今年は公立大学14万5千人、VET9万5千人、私立大学3万人とセクター別内訳も示されており、公立大学については東南アジアとの交流強化実績と十分な宿舎整備がある場合に限り来年増加できるとしています。

<https://thepienews.com/australias-controversial-education-reforms-clear-senate/>

<https://www.timeshighereducation.com/news/australian-integrity-bill-passes-parliament>

<https://thepienews.com/integrity-bill-passes-as-government-vows-crackdown-on-quick-buck-operators/>

<https://thepienews.com/australia-raises-international-student-enrolment-cap-295k/>

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただいております。（無料）配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <https://www.janu-s.co.jp/>

バックナンバー

25.11月 大学のリスクと国大協保険

～⑦借家人賠償責任補償特約～

25.10月 大学のリスクと国大協保険

～⑥受託物損壊補償特約～

25.9月 大学のリスクと国大協保険

～⑤総合賠償責任保険特約～

25.8月 火災事故低減に向けた対策（3）

25.7月 高圧ガスの危険と安全対策

※弊社ホームページからダウンロードできます。

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。

⇒ info@janu-s.co.jp

発行 有限会社 国大協サービス

東京都千代田区神田神保町一丁目41番地

協力 三井住友海上火災保険株式会社